

指定の流れ

事業を行おうとするときには、あらかじめ行おうとする事業の「事業・指定の概要」で指定の基準等の確認をお願いします。

	ポイント
1 準備	<ul style="list-style-type: none"> 事業を行うためには、法人である必要があります（病院、診療所、薬局が行う場合等は除きます。）。 法人の定款に、当該事業を実施することが記載されている必要があります。
2 事前相談	<ul style="list-style-type: none"> 指定申請を行う前（施設の新築、改修の前等）に、あらかじめ市の担当者に相談をしてください。また、通所系のサービスについては、建物が建築基準法及び消防法に適合していることを確認してください。 事業開始予定日の<u>少なくとも1か月前までに</u>指定申請書の提出ができるよう早目の準備をお願いします。 介護職員処遇改善加算については、<u>算定を受けようとする月の前々月の末日までに</u>介護職員処遇改善加算届出書等の提出が必要ですので、御注意ください。 <p>※ 市の担当 高齢者支援課 高齢者福祉係 0537-85-1118</p>
3 指定申請	<ul style="list-style-type: none"> 該当するサービスの「指定申請書添付書類チェックリスト」を確認の上、指定申請書類を作成、準備してください（書類がすべてそろっていないと受付できません。）。 必要な書類がすべてそろったら、市の担当者に提出（持参又は郵送（簡易書留等で））してください。 ※ 手数料が必要です。 <従前相当サービス：1サービスにつき15,000円、基準を緩和したサービス、短期集中予防サービス：8,000円、>
4 審査	<ul style="list-style-type: none"> 市では、指定基準に対する適否(欠格要件該当者、人員の過不足、設備・施設の状況、運営規程の内容等)を確認します。必要に応じ書類の訂正、差換えをお願いします。 現地調査 通所系の各事業所については、市の担当者が現地調査を行います。
5 指定	<ul style="list-style-type: none"> 審査の結果、問題がなければ、指定され、指定審査結果通知書が送付されます。 指定日は、原則として<u>毎月1日</u>になります。
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> 当市指定後、他市指定を受けられた場合、市担当係までご連絡ください。